

主な二国間協議及び現地調査(平成22年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産鶏肉 (ラサロシド)	平成22年6月から協議開始。平成22年8月、米国政府において原因究明及び改善報告がなされたこと、また、これまでの検査実績を踏まえ、モニタリング検査強化を解除。	-
米国産ピスタチオナッツ (アセタミプリド)	平成21年12月から協議開始。平成22年8月、基準値改正によりモニタリング検査強化を解除。	-
米国産セロリ (ボスカリド)	平成21年2月から協議開始。平成21年9月、米国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、米国政府が認める登録包装者又は輸出者について検査命令を解除。平成22年5月、基準値改正により検査命令を解除。	-
ベルギー産リーキ (ハロキシホップ)	平成20年10月から協議開始。平成22年11月、ベルギー政府からの再発防止策が講じられたこと、また、これまでの検査実績を踏まえ、ハロキシホップに係る検査命令を解除。協議継続中。	-
韓国産エゴマ (ピフェントリン)	平成20年4月から協議開始。平成22年12月、基準値改正により検査命令を解除。	-
台湾産マンゴー (シフルトリン、シペルメトリン)	平成18年1月から協議開始。平成22年12月、これまでの検査実績を踏まえ、シフルトリン、シペルメトリンに係る検査命令を解除。	-
米国産ブロッコリー (ピラクロストロピン)	平成23年3月協議開始。平成23年5月、モニタリング検査の強化を解除。	-
オマーン産未成熟いんげん (ピリダリル)	平成23年1月から協議開始。平成23年3月、基準値改正により検査命令を全て解除。	-
メキシコ産アボカド (アセフェート)	平成23年3月から協議開始。	-
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成22年9月
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年7月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成22年11月
タイ産冷凍カットマンゴー、フリーズドライマンゴー(残留農薬)	タイ産冷凍カットマンゴー、フリーズドライマンゴーの残留農薬管理体制を確認するため、製造者及び農場現地調査を実施。タイ政府が認める冷凍カットマンゴー、フリーズドライマンゴーの製造者について検査命令を解除。	平成23年1月